

報道関係 各位

牛久市

「空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく略式代執行 の実施」について(岡見町地内)

牛久市では、周辺の生活環境の保全を図るため、牛久市岡見町地内の空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号、以下「空家法」という。)第2条第2項に規定される特定空家等について、空家法第22条第10項の規定に基づき、略式代執行を行いますのでお知らせいたします。

記

1. 対象となる建築物等の所在地等

牛久市岡見町字上池台2731番2

2. 執行内容

特定空家等の除却

3. 執行者

牛久市

4. 執行責任者

牛久市建設部空家対策課 課長 柴田 賢治

5. 執行日

令和7年2月10日(月)

※令和7年2月10日(月)午前9時00分から代執行開始宣言後、着手予定。

※天候等の状況により、着手日及び執行期間が変更する場合があります。

6. 略式代執行を行う理由

当該特定空家等は、火災で全焼後、残置物の放置及び草木の繁茂などにより周辺の生活環境に著しい影響を及ぼしているため、市では当該特定空家等の所有者等を、不動産登記、住民票、戸籍、税等の情報等に基づく調査を行ったが、必要な措置を命ぜられるべき者を確知することができなかった。

令和6年7月9日付牛久市告示第165号において、その措置を行うべき旨、公告を行いましたが、措置期限までに措置が実施されなかった。

そのため、当該特定空家等をこのまま放置することは著しく公益に反することから、空家法第22条第10項の規定に基づき略式代執行を実施する。

7. 参考

位置図



写真

